

早稲田大学審査学位論文（博士）の要旨

## 農産物担保融資の研究

早稲田大学大学院法学研究科

小島庸輔

## I. 目的

近時の農業の大規模化，法人化の動向のなかで，不動産担保や個人保証という伝統的な担保方法に基づく融資では，農業の資金需要を十分に対応することができなくなっている。そうした資金需要に対応するため，農家の有する動産を担保として活用することに期待が集まっている。しかし，動産担保の利用実態は，停滞した状況にある。

本稿は，農家の有する動産のなかでも，将来の売却を予定している家畜や農作物などの農産物に着目し，それを用いた担保融資，すなわち，農産物担保融資の法と取引の在り方を検討することで，その活性化の一助とすることを企図する。

## II. 方法

本稿では，アメリカ法との比較法により検討を行う。農産物担保融資の検討にあたり，アメリカ法を参照枠とする理由には，主として次の2つがある。

第1の理由は，アメリカにおける農家に対する融資の実態に関係する。農家に対する貸付は，農家による不動産の購入，改修のためになされる長期貸付，農業設備，種畜などの購入費のためになされる中期貸付，肥料や飼料の購入費，人件費といった，生産に関わる運転資金のためになされる短期貸付がある。長期貸付においては，専ら不動産が担保に供されるのに対して，中期貸付，短期貸付においては，不動産以外の財産が供される。その背景には，20世紀前半の農業の機械化，大規模化以降，より多くの運転資金が必要とされているなかで，若年層が農業を営む場合には借地で行うことが多く担保に供する土地が存在しないこと，及び，農家が土地を所有している場合であっても，既に不動産モーゲージの設定がなされていることから，農家の保有する財産のなかで土地に次いで大きな割合を占める農産物の活用が不可欠であったことが背景にある。アメリカで農産物担保融資が活用されている背景は，日本の農産物を用いた担保に期待されているところ類似する。

第2の理由は，アメリカ法の動産担保における農産物の扱いに関係する。アメリカ法上では，動産担保は，主として，統一商事法典（UCC）第9編によって規律される。その物品のカテゴリとして，棚卸資産，設備，消費者物品，農産物の4つが用意されている。それぞれの物品のカテゴリによって，異なる取引類型が予定されており，また，必要に応じて異なる規律が適用されることになる。したがって，アメリカ法の動産担保においては，農産物が棚卸資産，設備などと区別され，独自の取引類型を形成しており，また，場合によっては独自の規律に服するものといえる。それゆえ，農産物担保融資に独自の検討を試みる本稿と親和的である。

## III. 本稿の構成

本論文は，序章，第1章「農産物担保融資の期待と課題」，第2章「農産物担保融資の史的展開」，第3章「農産物の買主と担保権の存続」，第4章「農産物の売掛債権の担保方法」，第5章「考察と試論」，終章から構成される。

まず，第1章では，日本の農産物担保融資の概況を扱い，その状況と課題を指摘する。次いで，第2章から第4章では，アメリカ法の農産物担保融資の法と取引を検討する。最後に，

第5章で、アメリカ法からの示唆をもとに比較法的検討を行う。

#### IV. 各章の概要と結論

##### 第1章 農産物担保融資の期待と課題 –日本の現状–

第1章では、日本を素材に、近時の農業融資の概況から、動産担保融資の期待が高いことを確認するとともに、農産物担保融資に関して、それを可能にする法制度とその利用実態の検討を通して、課題を指摘した。

農業金融は、従来、農協による無担保、無個人保証の小口の貸付や、農業近代化資金、日本政策金融公庫の制度資金による農地担保、個人保証を利用した大口の貸付により、まかなわれていた。しかし、近時の農業の大規模化、法人化の影響から、農地担保や個人保証に依拠した貸付では、大規模な運転資金の需要を賄うことができなくなっている。そうした需要に対応するため、農家の有する動産を活用する動産担保融資の期待が高まっている。本稿の扱う農産物担保融資も、そうした動向のなかにある。

農産物を用いた担保融資を実現する既存の担保制度としては、農業動産信用法の抵当権、もしくは、集合動産譲渡担保が適合している。しかし、それらの利用状況をみると、どちらも高い期待と政策的な推進があったにもかかわらず、利用が伸び悩んでいる。

そうした農産物担保融資の停滞には、担保目的物である農産物の担保評価、期中管理、実行時の処分が難しいこと、農産物担保融資の周知が不足していることなど、実務的、現実的課題もあるが、法律上の課題の1つとして、農産物の買主との関係性がある。特に、農産物の多くが融資から売却までに長期の時間を要すること、その売却時期が一時期に偏ること、及び、売却が大口となることなどから、他の動産担保融資の場合に比して、慎重な検討を要する。そこで、本稿は、農産物担保融資のなかで、農産物の買主をどのように位置づけるかということを中心に検討する。

##### 第2章 農産物担保融資の史的展開 –アメリカの統一商事法典第9編を中心に–

第2章では、農産物に対する担保権の一般法的位置付けにある UCC 第9編を扱い、その沿革から現行法に至るまでの史的展開を分析することにより、農産物担保融資の法と取引の動態を解明した。

アメリカの農産物担保融資には、大きく分けて2つの取引類型がみられる。

第1の取引類型は、一回的農産物担保融資である。特定の季節、周期の農産物の生産に必要な運転資金を貸し付ける融資である。融資にあたっては、それにより生産される農産物が担保となる。また、生産された農産物の売却代金から、全ての債権を回収することが予定されている自己清算型の取引類型である。一回的農産物担保融資のもとでは、担保目的物は、将来取得する農産物ではあるものの、平常的に流入と流出を繰り返す流動的な動産ではなく、あくまで特定の季節、周期の農産物に限られる固定型である。

一回的農産物担保融資は、多くの法域で、pre-Code 期の動産モーゲージによって、既に実現されていた取引類型である。そこでは、担保にすることのできる将来取得する農産物の範囲が限定されており、また、モーゲージ設定者が農産物を売却し、自己のために利用でき

るとすることがモーゲージを無効にすると解されていた。しかし、当時の農産物は、その季節性、周期性に合わせて、一斉に生産、出荷されるものを中心であり、それゆえ、農産物の生産のために運転資金の貸付が行われるときには、それにより生産される農産物を担保とし、また、その売却代金を最初に被担保債権の弁済に充当するという自己清算型の担保取引が十分に役割を果たしていただけてだけでなく、適合するものであった。農産物、または、その売却代金から債権の回収をしなければ、担保割れとなるからである。

こうした一回的農産物担保融資は、アメリカの農産物担保融資の展開のなかでも、もっとも原始的な取引類型であるといえる。これに対して、小規模、家族経営的、地域的な農業から、大規模、企業的、全国的な農業への変化を背景に、次第に、農産物が必ずしも季節性、周期性に囚われるものではなく、年中生産されるようになったことを契機として、一回的農産物担保融資から分化したものが第2の取引類型の継続的農産物担保融資である。

継続的農産物担保融資は、特定の季節、周期の農産物の生産のためになされるものではなく、農業に必要な資金をより中長期的に貸し付ける融資である。債務の弁済は、農業活動から発生する収益からなされることが予定されている。このとき、担保権設定者によって平常的に農産物の売却とその購入、生産による補充が行われる。担保目的物の農産物は、平常的に流入、流出を繰り返す流動的なものであり、新陳代謝型である。このとき、担保権者は、適宜モニタリングを行うことで、債権の回収を確保する。ただし、継続的農産物担保において、売却代金を原資に新たな農産物の購入、生産をする過程には、担保権設定者が売却代金を受領し、それを直接に購入、生産に利用する非リボルビング方式と売却代金が担保権者の弁済に充てられるようなアレンジメントを行い、それにより空いた与信枠から再度貸付けを受け、それを利用して購入、生産を行うリボルビング方式がある。

継続的農産物担保融資は、棚卸資産担保融資と同様にフローティングリーエンを用いている。pre-Code 期には多くの法域で法律上の制約があり、その担保の有効性が十分には確保されていなかったところ、UCC 第9編のもとで統一的に可能となった取引類型である。農産物に対する担保権に及ぶ規律は、UCC 第9編の展開のなかで、次第に棚卸資産に対する担保権に及ぶものに接近してきており、現在では、わずかに農産物に独自の規律があるものの、ほとんど差異のないものとなっている。

このように、農産物の季節性、周期性の影響を受けた古典的な一回的農産物担保融資と、そのような影響を脱して、分化してきた継続的農産物担保融資の2つの取引類型が併存し、使い分けられている。

### 第3章 農産物の買主と担保権の存続 – アメリカの統一商事法典第9編の「農産物の例外」と1985年食料安全保障法–

第3章では、UCC 第9編に残された課題の1つである「農産物の例外」について、各州判例法、各州制定法、そして、最終的な解決となる連邦法の1985年食料安全保障法の展開を分析し、そこでの担保権者と農産物の買主との関係を検討することを通して、農産物担保融資の構造を明らかにした。

第2章でみられたように、継続的農産物担保融資が分化するなかで、一回的農産物担保融資に特有の規律が大部分で失われつつあったが、その要素が強く残るものとして、農産物の例外がある。棚卸資産に関しては、事業の通常の過程の買主が担保権の負担を免れるとされ

ているのに対して、農産物に関しては、そうした規律が及ばず、買主は、担保権の負担付きで農産物を取得するにとどまる。それは、農産物の季節性、周期性から、特定の農産物からの債権の回収が強く期待され、平常的な売却が予定されていなかった一回的農産物担保融資の名残である。しかし、その結果、農産物の買主は、担保権設定者に支払いを売買代金の支払いを済ませているときであっても、担保権者による農産物の返還、または、その価額相当分の支払いの請求を受ける危険に曝される。

農産物の例外については、学説で詳細な検討がなされるなかで、それを批判的に解する見解が大勢を占めるようになる。また、農産物の担保権者と買主との間での訴訟は、農産物の例外に起因して、頻発しており、混乱の極みであった。そして、各州判例法、各州制定法では、農産物の例外を修正する動向が明確に現れていた。

こうした状況を受けて、連邦法の1985年食料安全保障法（FSA）は、農産物の買主の保護の規定を新設する。それによれば、事業の通常の過程の買主は、担保権の負担を免れて、農産物を取得することができる。その一方で、事前の通知により、もしくは、セントラルファイリングシステム（CFS）により、担保権の通知を受領するときには、買主が売買代金を担保権者に直接支払う場合を除き、担保権が存続することになる。

農産物担保融資の観点からは、FSAの農産物の買主の保護の規定のもとで、担保権者には、大きく分けて2つの選択肢が認められている。1つは、事前の通知、もしくは、CFSのもとでの有効な与信公示書（EFS）のファイリングを行うことによって、農産物の買主に担保権の通知を与え、担保権を存続させる選択肢である。このとき、規定にしたがって買主が売買代金を担保権者に支払うときには、担保権が存続しないが、担保権者としては、農産物に対する担保権を実行して債権を回収したに等しい状況となる。もう1つは、事前の通知も、CFSのもとでのEFSファイリングも行わず、農産物の買主に担保権を存続させない選択肢である。このときは、担保権者としては、担保権設定者を信頼して、農産物の売却代金を委ね、農業の収益からの債権の回収を期待する。

ここで買主に担保権を存続させるか否かは、一回的農産物担保融資のもとで担保目的物が固定型であるか、継続的農産物担保融資のもとで新陳代謝型であるかによって左右されるものではない。確かに、一回的農産物担保融資では、担保目的物が固定型であるから、必然的に担保権を存続させる選択をとることになる。しかし、継続的農産物担保融資では、担保目的物が新陳代謝型であり、流動性を伴うものではあるが、担保権を存続させるか否かは、それが非リボルビング方式であるかリボルビング方式であるかによる。結局のところ、買主に担保権が存続するか否かは、自己清算型の農産物担保融資が予定されているかどうかによる。そして、担保権の存続する選択肢が農産物の季節性、周期性の影響を受けていた一回的農産物担保融資に由来する農産物の例外の残滓であることを踏まえれば、それは、融資者が農産物の季節性、周期性を念頭に、特定の農産物とその売却代金からの債権回収をどれだけ重視しているかによるものといえる。

農産物担保融資の構造からみると、FSAの農産物の買主の保護の規定は、農産物の例外に起因する問題の解決にあたり、自己清算型とするか否かを選択可能なものとしている。また、同時に、自己清算型を選択するときには、担保権の存続、売却代金の支払いというかたちで、農産物の買主を農産物担保融資の構造に取り込んでいるといえる。

#### 第4章 農産物の買主と担保権の存続 – アメリカの統一商事法典第9編の「農産物の例外」と1985年食料安全保障法 –

第4章では、農産物の売掛債権の担保方法について、それが間接的にはあるが農産物担保融資の構造となっているという観点から、UCC第9編に関連する議論とともに、最終的な解決となる連邦法を中心に分析を行った。

農産物担保融資において、担保権者がFSAのもとで事前の通知、もしくは、CFSのもとでのEFSのファイリングを行うときには、売却代金の支払いを受けるまで、その買主に担保権が存続するから、担保権者は、確実な債権の回収を期待することができる。

それに対して、FSAのもとで何らの手立てを講じず、担保権が存続しないときには、担保権者は、担保権設定者である農家とその買主から債権を回収することを期待するほかない。しかし、農産物の取引は、農産物の多くが融資から売却までに長期の時間を要すること、その売却時期が一時期に偏ること、売却が大口となることなどから、農家が債権の回収に失敗すれば、それは、農家の連鎖倒産の危険を生じることになる。連鎖倒産が生じる時には、担保権者の債権の回収が困難となる恐れがある。

法定担保目的信託がこうした農家の連鎖倒産の危険に対応している。それは、農家などの未払いの全ての売掛債権の支払いのために、その売買目的物である農産物とそれに由来する加工製品、売掛債権、回収金などの全てが信託で保持されるという非分離型の浮動信託の制度である。それにより、農家による買主からの売却債権の回収が確保されている。そうした制度は、売買目的物である農産物が迅速な流通を要するためにUCC第9編の担保という伝統的な与信リスクの制御を利用できないということ、及び、食料供給を担う農業の国家的必要性和その一方での農家の脆弱性から政策上の保護の要請があることという農業に特殊な事情を基礎としている。

これにより、農産物担保融資の融資者は、農産物に対する担保権が買主に存続しないときであっても、担保権設定者からの平常的な債権の回収を期待することができる。ここでは、農産物担保融資の融資者は、法定担保目的信託の当事者ではないが、そこから間接的に債権回収の確実性という恩恵を受けている。これを農産物担保融資の構造からみると、買主に担保権が存続しないとき、すなわち、自己清算型の取引をとらないときであっても、買主をその構造に間接的に取り込むこむものといえる。

#### 第5章 考察と試論 – 比較法的検討 –

第5章では、比較法的分析を行った。これまでの検討を踏まえて、アメリカの農産物担保融資の構造に考察を加え、そこからの示唆を獲得するとともに、若干の試論を試みた。

##### (1) アメリカ農産物担保融資の構造

アメリカの農産物担保融資は、それが自己清算型の融資であるときも、非自己清算型の融資であるときも、常に何らかのかたちで農産物の買主をその構造に取り込んでいる。これは、同じく売却のために担保権設定者が保持している物品であるにもかかわらず、棚卸資産担保融資がUCC第9編の物品の買主の保護の規定により、事業の通常の過程の買主をその構造から除外していることと対照的である。

自己清算型の融資では、買主が担保権の負担を免れるために、担保権者に農産物の売買代

金を支払うとされている。担保権者としては、売買代金を受領するか、そうでなければ、担保権に基づく請求をすることができる。その一方で、非自己清算型の融資では、農産物の買主は、担保権の負担なく農産物を取得することができるが、担保権設定者である農家のための法定担保目的信託の受託者の地位にある。それにより農家による売掛債権の回収が担保されていることから、担保権者としては、担保権設定者である農家からの平常的な債権の回収を期待することができる。

農産物担保融資では、自己清算型と非自己清算型とで担保権者の権利が異なるが、どちらにおいても、担保権者の債権回収の確実性は、棚卸資産担保融資の場合と比して、高いものとなっている。そうした農産物担保融資の債権回収の確実性は、農家の資金調達の円滑化に資するものと評価することができる。

## (2) アメリカ農産物担保融資からの示唆

アメリカ法は、次の点で日本の農産物担保融資に示唆を与える。

第1に、アメリカの農産物担保融資には、自己清算型の融資という選択肢がある。農産物の買主に担保権が存続することを原則として、買主が担保権者に売買代金を支払うときに、担保権の負担を免れるとすることにより、担保権者は、担保目的物の農産物、または、その売却代金から債権の回収を確実に図ることができる。そうした自己清算型の融資は、農産物の季節性、周期性のもとで、融資により生産される農産物からの債権の回収が必須である一回的農産物担保融資に由来する。

その後に現れた継続的農産物担保融資においても、リボルビング方式では、自己清算型の融資が適合するものであった。ここで特筆すべきは、担保目的物が一回的農産物担保融資の固定型であるか、継続的農産物担保融資の新陳代謝型であるかは、直接に担保権を存続させるかどうかを直接に決定づけるものではないということである。むしろ、融資者が農産物の季節性、周期性を重視して、農産物、または、その売却代金から債権を回収する自己清算型のアレンジメントを望むか否かによる。融資者は、その判断のもとで、自己清算型の農産物担保融資を選択することができる。

アメリカの農産物担保融資で自己清算型の融資という選択肢が残されているのは、農産物の季節性、周期性の影響を受けた一回的農産物担保融資から、継続的農産物担保融資が分化してきたという史的展開があるからにほかならない。しかし、日本の農業融資では、2000年中頃のABLの試みのなかで、農産物を含む動産を用いた担保融資が活発に用いられるようになったという経緯がある。そこでは、他業種の棚卸資産に類するかたちで農産物の活用が推進されてきた。したがって、一回的農産物担保融資のようなものはほとんどないか、わずかであり、基本的には、継続的農産物担保融資がなされていると想定される。すなわち、日本の農産物担保融資は、一回的農産物担保融資の登場なくして、継続的農産物担保融資から始まっているために、自己清算型の農産物担保融資が俎上に載ることすらなかった。特に、融資者は、農産物の季節性や周期性のために、その農産物の売却代金から是が非でも債権の回収を果たしたいと望むときであっても、棚卸資産担保融資の場合と同様に、通常の営業の範囲内の処分により買主が担保権の負担を免れる危険に曝されることになる。自己清算型の融資の基礎にある農産物の季節性、周期性に配慮しつつ、再考を要する。

第2に、非自己清算型の農産物担保融資であり、農産物の買主に担保権が存続しない場合であっても、農家からの平常的な債権の回収が期待できる。

このことは、農産物の売掛債権が法定担保目的信託によって担保されていることによる。法定担保目的信託は、農産物の買主の倒産による農家の連鎖倒産を防止する機能を果たしている。仮に農家に連鎖倒産が生じれば、担保権者は、農家からの債務の弁済を受けることができただけでなく、担保権に基づく請求をすることもできないため、債権の回収が困難になるところ、そうした連鎖倒産の危険が緩和されており、農家からの平常的な債権の回収を図ることを期待できる。

もっとも、こうした農家の連鎖倒産の防止は、その背景に、売買目的物である農産物が迅速な流通を要するために、担保法上の与信リスクの制御を利用できないということと、食料供給を担う農業の国家的必要性和その一方での農家の脆弱性から、政策上の保護の要請があることという農業に特殊な事由が存在している。日本においても、同様に農家の売掛債権を優先的に保全する必要があるか否かを、改めて検討する必要がある。

第3に、これまでの示唆にみられたように、アメリカの農産物担保融資の構造では、融資者と農家だけでなく、農産物の買主も農産物担保融資の構造に取り込んでいる。そうした構造は、債権回収の確実性を高め、農家の資金調達の円滑化に資するものである。

日本では、実務による買主の即時取得の懸念に代表されるように、農産物の担保と買主との関係性が課題となっていた。しかし、農産物担保融資の構造に買主を取り込むアメリカとは対照的に、買主を構造の外に追いやる傾向が強い。通常の営業の範囲内の処分や、即時取得により、担保権が存続しないとされる余地が広く認められている。そのため、農産物担保融資の活性化のためには、農産物の買主を取り込むことも視野に入れつつ、農産物担保融資の構造を再考することが求められる。

なお、ここで興味深いのは、アメリカの農産物担保融資の構造には、農産物の特性が影響していることである。それを支える個々の制度では、農産物が季節性、周期性を有すること、迅速な流通を要すること、それを生産する農業が食料供給を担っており、国家的必要性があること、様々な要因から脆弱な産業であることなどが背景となっている。農産物の特性を踏まえて他の産業とは異なる構造が形成されたものといえる。

### **(3) 試論—平成18年判決を中心に**

アメリカ農産物担保融資からの示唆は、農産物担保融資の構造の多岐にわたるが、農産物の担保権者と買主との関係性についての先例である最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁（以下、平成18年判決という）に関わる範囲で試論を試みる。それは、ブリハマチ事件とも呼ばれ、本稿、及び、アメリカ法が農産物として扱う養殖魚が担保目的物となった事案である。これを農産物担保融資の観点から、再考する。

平成18年判決は、学説上ほとんど異論なく認められていた集合動産譲渡担保における、譲渡担保権設定者による「通常の営業の範囲内の処分」を認めたことに意義がある。それにより、構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保では、通常の営業の範囲内でなされた売却により、その買主は、譲渡担保の負担なく所有権を取得することができる。

しかし、アメリカ法からは、一回的農産物担保融資と継続的農産物担保融資の使い分けを可能とすること、及び、どちらの取引類型がとられるときであっても、融資者が農産物の季節性、周期性を重視して、その農産物、または、その売却代金から債権を回収する自己清算型を望むときには、それを可能とすることが好ましいという示唆を得た。こうした示唆は、平成18年判決に再考を迫る。



平成18年判決によれば、「構成部分の変動する集合動産を目的とする譲渡担保」であり、なおかつ、通常の営業の範囲内で処分がなされたときには、その買主が譲渡担保の負担なく所有権を取得するとされる。すなわち、継続的農産物担保融資のもとで担保目的物が流入と流出を繰り返す新陳代謝型であるときには、買主が一定の要件の下で担保権の負担を免れることを認めているといえる。それは、処分権限を付与する契約条項の存否にかかわらないものであり、また、有力な学説は、処分権限を制限する条項により、買主の譲渡担保の負担のない所有権の取得を妨げられないと解している。

しかし、農産物に関しては、譲渡担保権者の選択により、買主にも譲渡担保権を存続させる余地を残すべきである。平成18年判決は、養殖魚の売却が事業の通常の営業の範囲内のものであるか否かを審理させるために、原審に差し戻した事案であるが、そこでの売買目的物は、判決文に付された物件目録に基づくと販売価格で2億8千万円を超える養殖ハマチである。これを融資の当事者の意思を離れて、通常の営業の範囲内か否かに関する裁判所の判断に委ねることは、農産物担保融資の取引の安全を損なうことになる。

したがって、譲渡担保権の目的物が農産物であるときには、通常の営業の範囲内の処分によって買主が担保権を免れることを、限定的に解すべきである。また、譲渡担保権者が処分権限を譲渡担保権設定契約で制限することも認められてよいであろう。

もっとも、その結果として、平成18年判決を前提にすると、農産物の買主は、譲渡担保権者による明示の処分授權がある場合を除き、所有権の承継取得をできないことになる。それゆえ、買主が不利益を被るかに思われるが、担保権の存在を知らないときには、即時取得により保護される。譲渡担保権者としては、そのような即時取得の成立を防ぐため、担保権の存在を示す標識を用いるなどして、担保権の存在を通知することになる。それにより、農産物の買主は、担保権の存在について悪意となり、即時取得による保護を受けられないが、取引に先立って、譲渡担保権者と交渉し、譲渡担保権を放棄してもらい、代価弁済をするなどの方法をとることができる。担保権の存続を望む譲渡担保権者であれば、自己清算型の担保取引には積極的であるから、そうした協力を得ることはさほど難しくないであろう。

## V. 今後の課題

本稿では、近時の法学でほとんど検討されていない農産物担保融資の検討に取り組み、その構造の1つの在り方を示した。しかし、そこに残された課題も少なくない。

第1に、農業融資のなかでも、農産物担保融資に限定して検討してきたことから、設備、売掛債権、農地などの農家の他の財産を担保にすることとの比較、もしくは、農産物を含め農家の財産を包括的に担保とすることの検討がなされていない。農産物担保融資を一要素として、より大きな枠組みでの農業融資の検討が今後の課題となる。

第2に、アメリカ法の検討では、法からどのような取引が導かれるかを理論的に探求したために、それらの法が実務でどのように用いられているかについて検討をすることが叶わなかった。また、日本の現状についても、農産物担保融資に関する資料が限定的であり、それらに基づくにとどまっている。ヒアリングなどによる実態調査が今後の課題となる。

課題はこれらに尽きるものではないが、いずれもこれからの研究に委ねたい。